注１　「通信センター」とは、情報通信ネットワークにおける交換機能、通信処理機能又は情報処理機能を有するセンターをいう。ただし、軽微な交換機能、通信処理機能又は情報処理機能のみを有するものを除く。

２　実施指針の欄中、「◎」、「◎＊」、「○」及び「―」は、それぞれ次のことを示す。

◎　：実施すべきである。

◎＊：技術的な難易度等を考慮して段階的に実施すべきである。

○　：実施が望ましい。

―　：対象外。

３　その他の電気通信事業用ネットワーク及びユーザネットワークのそれぞれの集線センター（主として情報通信ネットワークの利用者の端末と通信センターとの間の電気通信回線を集線する機能を有する小規模なセンターをいう。）に係る次の対策についての実施指針の欄への記載は、この表の当該実施指針の欄への記載に関わらず「○」とする。

⑴　第１の４の⑴のウ及び⑺

⑵　第２の１の⑴のイ及びウ、⑵のア及びイ並びに⑶のイ

⑶　第２の２の⑴のア及びウ、⑵のイ並びに⑶のイ及びウ

**別表第２**　管理基準

| 項目 | 対策 | 実施指針 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 電気通信回線設備事業用ネットワーク | 特定線設事用回非置業ネットワーク | その他の電気通信事業用ネットワーク | 自営情報通信ネットワーク | ユーザネットワーク |
| 第１．方針 | | | | | | |
| １．全体的・部門横断的な設備管理 | | | | | | |
| ⑴　情報通信ネットワークの基本的機能 | 情報通信ネットワークの基本的機能を明確にすること。 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ⑵　組織内の連携 | 平時及び事故発生時における担当部門（電気通信設備統括管理者又は電気通信主任技術者がいる場合は、その者を含む。）間の連携方針を策定すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | ― | ― |
| ⑶　組織外との連携 | 平時及び事故発生時における社外関係者（接続先、委託先、製造業者等をいう。）間の連携方針を策定すること。 | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| ２．関係法令等の遵守 | 情報通信サービスに関する法令等を定期的に確認するとともに遵守すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ３．設備の設計・管理 | | | | | | |
| ⑴　通信需要を考慮した設計 | 通信需要、相互接続等を考慮した適切な設備の設計・管理方針を策定すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ |
| ⑵　災害時を考慮した設計 | 災害を考慮した適切な設備の設計・管理方針を策定すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ |
| ４．情報セキュリティ管理 | | | | | | |
| ⑴　情報セキュリティポリシーの策定 | 情報セキュリティポリシーを策定し、適宜見直しを行うこと。 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ⑵　情報セキュリティポリシーの公表 | 情報セキュリティポリシーを公表すること。 | ◎ | ◎ | ◎ | ― | ― |
| ⑶　危機管理計画の策定 | 不正アクセス等への対処を定めた危機管理計画を策定し、適宜見直しを行うこと。 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 第２．体制 | | | | | | |
| １．情報通信ネットワークの管理体制 | | | | | | |
| ⑴　職務内容 | ア　情報通信ネットワークを管理する上で、経営責任者又は電気通信設備統括管理者の職務を明確にすること。 | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ○ |
| | イ　情報通信ネットワークを管理する上で、電気通信主任技術者の職務を明確にすること。 | ◎ | ◎ | ― | ― | ― |
| | ウ　情報通信ネットワークを管理する上で、関連する部門の責任者の職務を明確にすること。 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ |
| | エ　情報通信ネットワークを管理する上で、各部門の担当者の職務を明確にすること。 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ |
| ⑵　関係者間の連携 | ア　情報通信ネットワークを管理する上で、各部門間の連携体制を明確にすること。 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ |
| | イ　情報通信ネットワークを管理する上で、社外の関係者との連携体制及び責任の範囲を明確にすること。 | ◎ | ◎ | ○ | ― | ― |